

大平町

地域協議会だより

2015年3月 第37号



2月28日(土)、冒険遊び場
ねずみもちパークで行われ
た、パンケーキ作りの様子

第7回大平町地域協議会開催

平成27年1月23日(金)、大平総合支所別館
大会議室において、第7回大平町地域協議
会が開催されました。

今回は、市執行部からの意見聴取事項の
付議案件がなかったため、非公開案件を含
めた3件の報告事項と、『栃木市子ども・
子育て会議』に出席していた佐山委員よ
り、会議の結果報告がありました。

その他、大平町地域協議会では、「こど
も110番の家」に関する意見を提出しており
ましたが(協議会だより第34号掲載)市内
全域で統一されたプレートが、各小中学校
に配布されたことについて、中島委員より
報告がありました。



←会議の様子



→「こども110番の家」
のプレート

《報告事項等》

組織機構の見直しについて

(非公開)

〔総務部総務課〕

◆背景

組織機構については、毎年見直しを実施しているところであり、市民目線に立った、効率的で行政課題に的確に対応する組織機構とするため、さらに見直す必要がある。

◆目的

効率的な行政運営を実現するとともに、市民ニーズに的確に対応した、市民目線の分かりやすい組織機構とするために、見直しを実施する。

◆概要

平成27年4月に向けた組織機構の見直しとして、「新たな地域自治制度に対応した組織変更」「行政課題や業務範囲拡大に伴う組織変更」「設置期限に伴う組織の改廃」を実施する。



←会議の様子

栃木市公民館の休館日の統一について

〔教育委員会事務局大平教育支所〕

◆背景

栃木市内公民館の休館日を「12月29日から翌年1月3日までの日」に統一する。

◆目的

栃木市内公民館の休館日を統一し、公民館を使用する市民の利便性の向上並びに市民サービスの充実に努めるもの。

◆概要

- 一、平成27年4月1日から市内公民館の休館日を年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)のみに統一し、今まで休館としていた月曜日も使用可能とする。
- 二、使用時間は午前9時～午後10時まで。(変更なし)
- 三、使用許可の申請は、使用予定日の属する月の2ヵ月前の初日から使用予定日の7日前までに、各地域の公民館窓口で受付。電話予約も可。
(電話の場合、後日公民館窓口で申請書の提出が必要。)



日直の見直しについて

〔理財部管財課〕

◆背景

合併後の日直について、本庁の日直では、出生届、死亡届等、数多くの事務処理を行っているが、各総合支所の日直では、年々、利用者及び事務処理等が減少している。

また、組織機構の見直しにより、本庁への事務及び職員の集約が進み、総合支所の日直を取巻く諸環境(職員数等)が著しく変化している。

◆目的

歳出抑制、職員の負担軽減等を図るため、総合支所の日直の見直しが必要である。

◆概要

- ・本庁の日直は継続し、総合支所の日直を廃止すること。
- ・平成27年4月1日から施行すること。

合併後、大平総合支所日直における事務処理件数

年度	22	23	24	25	26.10
出生届	14	9	8	10	3
死亡届	31	13	17	4	4
婚姻届	43	25	19	25	13
埋火葬許可	32	13	17	4	4

次号

大平町地域協議会だより

『最終号』

※平成27年3月末日をもって、地域協議会研究会の活動も終了いたします。
研究会活動の仕上げとして、次号が「最終号」となります。



大平町地域協議会だより

— 第 37 号 —

平成 27 年 3 月 20 日発行

発行 大平町地域協議会研究会

〒329-4492 栃木市大平町富田 558 番地

大平総合支所地域まちづくり課

(電話)0282-43-9205

(FAX)0282-43-8818

(E-mail)o-chiiki@city.tochigi.lg.jp